

事業評価（モニタリング）について

1. 評価の目的

指定管理者制度の目的は、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目指すものである。今後、民間の参入が拡大していくことが想定され、サービスの向上や経費の節減が期待される半面、公平性の確保や危機管理などの面に対する懸念も高まりつつある。これらのことを踏まえ、右記のマネジメント・サイクルの考え方を評価手法を用いて、適正な公の施設の管理に努めていくこととする。



2. 評価の内容

1) 定性的評価

定性的評価は施設の管理運営に関するもので、仕様書どおりに運営がされているかの確認を行うものとする。

2) 定量的評価

定量的評価は施設利用や収支に関するもので、概ね以下の内容とする。

- ①利用状況の評価項目（利用者数、加入者数、利用率等）
- ②収入の評価項目（施設利用料、販売料、会費、委託料等）
- ③経費の評価項目（管理費、運営費、人件費等）
- ④収支の評価項目（損益、損益処分等）

※定性的評価及び定量的評価の評価項目は、**施設の特性に応じて加除修正するもの**とする。

3. 目標の指標

1) 定性的評価

仕様書で要求している内容とする。

2) 定量的評価

原則的に行政の要求水準と指定管理者の目標が合致した数値とする。

4. 評価の方法

1) 定性的評価

仕様書に基づき運営がされているかどうか、できている、おおむねできている又は改善が必要かチェックを行う。

2) 定量的評価

実績報告等に基づき、評価項目ごとに実績を入力する。目標に対する実績の達成率で評価を行う（A～E 評価）。

5. 評定の基準

1) 定性的評価

評価	基準
できている	目標どおり適正に管理運営がなされている。
おおむねできている	目標に達してはいないが、適正に管理運営がなされている。
改善が必要	目標を大幅に下回る管理運営がなされている。

2) 定量的評価

評価	達成率
A	120%以上
B	100%以上 120%未満
C	80%以上 100%未満

D	60%以上 80%未満
E	60%未満

6. 施設所管課による総評

定性的評価や定量的評価における総合的な評価を行います。指定管理者が独自に努力している点や施設所管課が今後求める事項等を記載し、指定管理者に対してフィードバックを行う。